厚生労働大臣の定める掲示事項　（2026 年 11 月 1 日現在）

Ⅰ　入院基本料について

当院では（日勤、夜勤あわせて）入院患者７人に対して１人以上の看護師を配置しております。また、入院患者２５人に対して１人以上の看護補助者を配置しております。

なお、当院では、患者さまの負担による付添看護は認められておりません。ご家族の方が付添を希望される場合は、院内付添許可基準に適する場合に限って許可されますので、主治医または看護師長にご相談ください。

Ⅱ　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、７日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全体制の基準を満たしております。

Ⅲ　保険外負担に関する事項

当院では、証明書・診断書、予防接種などにつきまして、その使用料・回数等に応じた実費のご負担をお願いしております。なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は行っておりません。

1）特別療養環境の提供

当院では、特別療養環境（個室使用料）の徴収は一切行なっておりません。個室等の決定は患者さまの病態等により医師が判断し決定いたします。

2）診断書・証明書料等に係る費用　（いずれも 1 枚の税込み価格）

領収証明（6 ヶ月以内）	550 円		入院・手術証明書	5,500 円	※保険給付用
領収証明（7 ヶ月以上）	1,100 円		自賠責様式診断書	5,500 円	
傷病手当金証明	1,100 円		身体障害診断書	5,500 円	
一般診断書	1,650 円		障害年金診断書	5,500 円	
診療報酬明細	2,200 円		重度障害申請診断書	5,500 円	
免許取得用診断書	2,200 円	※免許更新用含む	死亡証明書	11,000 円	※生命保険金等請求用
生命保険証明書	2,200 円	※経過・治療内容なし	診療録開示手数料	2,200 円	
通院証明書	3,300 円	※経過・治療内容あり	Ｘ線写真複写　　1 枚	770 円	
死亡診断書	3,300 円	※届出用	Ｘ線複写（CD-R）1 枚	550 円	

※ご不明な点は事務、文書窓口にお尋ねください。

3）予防接種、その他保険外負担に係る費用　(いずれも税込み価格)

おたふく	5,500 円		インフルエンザ	3,300 円	一般の方
麻疹	6,600 円			1,400 円	札幌市に住民票のある 65 歳以上の方
風疹	6,600 円		肺炎球菌 1	7,200 円	プレベナー　札幌市助成対象
ＭＲ（麻疹・風疹）	9,900 円		肺炎球菌 2	10,450 円	プレベナー
水痘	8,250 円		肺炎球菌 3	12,320 円	バクニュバンス
Ａ型肝炎	9,570 円		子宮頚がん 3 回法	16,500 円	*札幌市民　中学 1 年～高校 1 年無料
Ｂ型肝炎	22,000 円	*接種前検査、接種 3 回分	不活化ポリオ	9,900 円	*居住自治体　生後 3 ヶ月～90 ヶ月無料
日本脳炎ワクチン	6,050 円		ｾｶﾝﾄﾞｵﾋﾟﾆｵﾝ料	11,000 円	※60 分以内
新型コロナワクチン	15,900 円	一般の方	新型コロナワクチン	3,200 円	札幌市に住民票のある 65 歳以上の方
帯状疱疹ワクチン（組み換えワクチン）	22,400 円	シングリックス 1 回分(2 回接種)一般	帯状疱疹ワクチン（生ワクチン）	8,250 円	一般
帯状疱疹ワクチン（組み換えワクチン）	10,800 円	シングリックス 1 回分(2 回接種)助成	帯状疱疹ワクチン（生ワクチン）	4,500 円	助成対象者

※セカンドオピニオン外来は完全予約制となっています。その他ご不明な点は事務受付でお尋ねください。

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月 1 日現在）

Ⅳ　当院は北海道厚生局長に下記の届出を行っております

1）基本診療料の施設基準等に係る届出

●電子的診療情報連携体制整備加算３　●継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準　●急性期病院Ａ一般入院基本料
●急性期総合体制加算５　●救急医療管理加算　●超急性期脳卒中加算　●診療録管理体制加算２　●医師事務作業補助体制加算１（15 対 1）
●急性期看護補助体制加算（25 対 1）・夜間急性期看護補助体制加算（100 対 1)、夜間看護体制加算、看護補助体制充実加算 1
●看護職員夜間配置加算１（16 対 1）　●電子的診療情報連携体制整備加算２　●療養環境加算　●重症者等療養環境特別加算
●無菌治療室管理加算１　●無菌治療室管理加算２　●リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算１　●栄養サポートチーム加算　●口腔管理連携加算　●医療安全対策加算１・医療安全対策地域連携加算１　●感染対策向上加算１　指導強化加算　微生物学的検査体制加算　抗菌薬適正使用体制加算　●患者サポート体制充実加算　●重症患者初期支援充実加算　●褥瘡ハイリスク患者ケア加算　●ハイリスク妊娠管理加算　●呼吸ケアチーム加算　●地域支援・医薬品供給対応体制加算１　●病棟薬剤業務実施加算２　●病棟薬剤業務実施加算３　●データ提出加算２イ　●入退院支援加算１、入院時支援加算　●認知症ケア加算２
●せん妄ハイリスク患者ケア加算　●精神疾患診療体制加算　●排尿自立支援加算　●地域医療体制確保加算１　●特定集中治療室管理料１、早期栄養介入管理加算、早期離床・リハビリテーション加算●ハイケアユニット入院医療管理料１　●回復期リハビリテーション病棟入院料１

2）特掲診療料の施設基準等に係る届出

●外来栄養食事指導料の注２　●心臓ペースメーカー指導管理料の注５に規定する遠隔モニタリング加算　●糖尿病合併症管理料
●がん性疼痛緩和指導管理料　●がん患者指導管理料イ　●がん患者指導管理料ロ　●がん患者指導管理料ハ　●がん患者指導管理料ニ
●糖尿病透析予防指導管理料　●乳腺炎重症化予防ケア・指導料　●婦人科特定疾患治療管理料　●腎代替療法指導管理料　●二次性骨折予防継続管理料１　●二次性骨折予防継続管理料２　●二次性骨折予防継続管理料３　●下肢創傷処置管理料　●慢性腎臓病透析予防指導管理料
●地域連携小児夜間・休日診療料の注 2、地域連携夜間・休日診療料の注 2 及び救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算　●救急外来医学管理料１及び同注３に規定する救急外来緊急検査対応加算１　●外来腫瘍化学療法診療料１　●外来腫瘍化学療法診療料の注 8 に規定する連携充実加算　●外来腫瘍化学療法診療料の注 9 に規定するがん薬物療法体制充実加算　●療養・就労両立支援指導料の注３に規定する相談支援加算　●がん治療連携計画策定料　●肝炎インターフェロン治療計画料　●薬剤管理指導料　●地域連携診療計画加算
●検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料　●医療機器安全管理料１　●救急患者連携搬送料１　●救急患者連携搬送料２　●在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注２　●在宅自己腹膜灌流指導管理料２　●持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定　●持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合）
●遺伝学的検査の注１に規定する施設基準　●骨髄微小残存病変量測定　●ＢＲＣＡ１／２遺伝子検査　●ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）●ウイルス・細菌核酸多項目同時検出　●ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）　●検体検査管理加算（Ⅳ）
●心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算　●時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト　●ヘッドアップティルト試験
●コンタクトレンズ検査料１　●経気管支凍結生検法　●画像診断管理加算２　●ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影　●冠動脈ＣＴ撮影加算　●血流予備量比コンピューター断層撮影解析　●心臓ＭＲＩ撮影加算　●乳房ＭＲＩ撮影加算　●抗悪性腫瘍剤処方管理加算　●外来化学療法加算１　●無菌製剤処理料
●心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）　●脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）　●運動器リハビリテーション料（Ⅰ）　●呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）●がん患者リハビリテーション料　●人工腎臓（慢性維持透析を行った場合１）●導入期加算１　●透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算　●腎代替療法診療体制充実加算　●下肢末梢動脈疾患指導管理加算　●組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る)　●緊急整復固定加算及び緊急挿入加算　●乳がんセンチネルリンパ節加算１及びセンチネルリンパ節生検（併用）（乳がんセンチネルリンパ節加算１）　●乳がんセンチネルリンパ節加算２及びセンチネルリンパ節生検（単独）（乳がんセンチネルリンパ節加算２）　●ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）　●肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る）　●胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(気管支形成を伴う肺切除)　●食道縫合術（穿孔、損傷）(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの)、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの)、膣腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）　●経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)　●経皮的中隔心筋焼灼術　●ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
●ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）　●大動脈バルーンパンピング法（IABP 法）●経皮的下肢動脈形成術　●腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）　●バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術　●腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）　●胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る）　●腹腔鏡下肝切除術　●腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術　●早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術　●胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）（医科点数表第２章第 10 部手術の通則の 16 に掲げる手術）　●輸血管理料Ⅱ　●輸血適正使用加算　●人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算　●胃瘻造設時嚥下機能評価加算　●吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）１　●吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）２　●麻酔管理料（Ⅰ）　●麻酔管理料（Ⅱ）　●放射線治療専任加算
●外来放射線治療加算　●高エネルギー放射線治療　●高エネルギー放射線治療の乳癌に対する全乳房照射の場合(寡分割照射に係るものに限る。)　●強度変調放射線治療（ＩＭＲＴ）の前立腺癌に対する前立腺照射(寡分割照射に係るものに限る。)　●画像誘導放射線治療加算(IGRT)
●体外照射呼吸性移動対策加算　●定位放射線治療　●定位放射線治療呼吸性移動対策加算　●保険医療機関間の連携による病理診断
●病理診断管理加算 2　●悪性腫瘍病理組織標本加算
●看護職員処遇改善評価料４８　●外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注５　●入院ベースアップ評価料１２３

3）入院時食事療養費について

入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行なっており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に適時（朝食：午前 8 時、昼食：正午、夕食：午後 6 時）適温にて提供しております。

4）その他の届け出

酸素の購入価格に関する届出

Ⅴ　DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する「DPC 対象病院」となっております。

※ 医療機関別係数 1.6049

（基礎係数〔医療機関標準病院群〕：1.0583 + 機能評価係数Ⅰ：0.4082 + 機能評価係数Ⅱ：0.1237 + 救急補正係数 0.0147）

Ⅵ　特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示　＊医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術

当院では、下記のとおり手術症例数があります。（期間：2025 年 1 月～2025 年 12 月）

1）区分 1 に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘤摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	97 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	81 件

2）区分 2 に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	5 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	2 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	21 件
キ	子宮付属器悪性腫瘍手術等	0 件

3）区分 3 に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺腫（亜全摘）術（両葉）	2 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	5 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

4）区分 4 に分類される手術の件数

	胸腔鏡下・腹腔鏡下手術等	418 件

5）その他の区分に分類される手術

人工関節置換術	124 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	49 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	19 件
経皮的冠動脈粥腫切除術	1 件
経皮的冠動脈形成術	32 件
急性心筋梗塞に対するもの	1 件
不安定狭心症に対するもの	2 件
その他のもの	29 件
経皮的冠動脈ステント留置術	157 件
急性心筋梗塞に対するもの	16 件
不安定狭心症に対するもの	21 件
その他のもの	120 件

Ⅶ　特掲診療料の施設基準（緊急整復固定加算）に係る院内掲示

2025 年大腿骨近位部骨折後 48 時間以内に手術を実施した症例数　45 件

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の供給不足等が発生した場合、治療計画の見直しや、適切な対応ができるように体制を整備しております。

医薬品の供給状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性があり、変更する場合は十分に説明します。薬剤の変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

長期処方について

当院では、患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期処方を行っております。長期処方が可能かは病状に応じて医師が判断いたします。

患者相談窓口のご案内

患者さま・ご家族の皆さまからのご相談やご意見をお伺いするため「患者相談窓口」を設置しております。ご心配なこと、お困りのこと、お気づきのことがございましたら、1 階総合案内にお気軽にお立ち寄りください。患者相談窓口担当者がお話しを伺います。内容によっては他の担当者がさらに詳しい説明や相談に当たる事もあります。

ご相談を通じて知り得た個人情報は、守秘するとともに、相談したことで不利益を被ることがないように十分に配慮いたします。

＜患者相談窓口＞　責任者　療養相談課（看護師長）

平日（月～金）　午前 09：00　～　午後 17：00

土曜　　午前 09：00　～　午後 12：30

（ただし日曜・祝日・第 4 土曜日を除く）

医療安全相談窓口のご案内

当院では、医療事故の発生や再発を予防して、安全で質の高い医療を提供するために医療安全管理指針を定めるとともに、医療安全室をはじめ医療安全委員会を設置しております。

１階総合案内にお気軽にお申し出ください。

医療安全に関するご相談は、医療安全管理者が療養相談課、医療福祉課など、関係部署と連携・協力してお受けしています。

ご相談を通じて知り得た個人情報は、守秘するとともに、相談したことで不利益を被ることがないように十分に配慮いたします。

＜医療安全室＞　責任者　医療安全管理者（副看護部長）

平日（月～金）　午前 09：00　～　午後 17：00

土曜　　午前 09：00　～　午後 12：30

（ただし日曜・祝日・第 4 土曜日を除く）

感染防止対策のお知らせ

当院では、患者さまやご面会の皆さまに安心して療養・来院していただくために、以下のような感染防止に関する取組みを行なっております。

1）　院内感染防止対策委員会を設置し、月１回の会議を実施しております。
2）　感染対策活動の中心を担う感染対策チームを設置し、週１回の会議を実施しております。
3）　感染対策マニュアルを整備し、遵守状況を定期的に点検しております。
4）　週１回以上の院内感染対策ラウンドを実施し、改善の取組みを行なっております。
5）　週１回の感染症ラウンドや特定抗菌薬の届出制など、抗菌薬の適正使用に関する取組みを強化しております。
6）　院内感染発生の調査を実施しております。
7）　就業時の初期教育をはじめ、年 2 回以上の感染対策に関する全職員研修会を実施しております。
8）　全職員が標準予防策の徹底に努めております。
- 手洗い（手指消毒）の徹底
- 咳エチケットの徹底
- 感染拡大防止のための防護具の設置と使用の徹底
- 感染症の拡大を防止するための病室管理・調整の実施



9）　手術部位感染やカテーテルなどの医療器具関連感染の防止について取組みを実施しております。
10）全職員に病院の責任で予防接種を実施しております。
11）地域の病院・医療施設等と連携し、各施設の感染対策に関する相談を受け、問題点を定期的に検討しています。また、研修会や勉強会を開催し地域全体で感染対策に取り組んでいます。
12）新興感染症の発生時等に、感染症患者さまを受け入れる体制を有し、汚染区域や清潔区域のゾーニングを行っています。

勤医協中央病院

「個別診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、2010 年 4 月 1 日より領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとしています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、2018 年 4 月 1 日より明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行なわれた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族等の方が代理で会計を行なう場合、その代理人の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。なお、自動精算機を使っての精算の場合は、現金投入後に確認画面にて明細書発行の有無について選択いただけます。詳しくは最寄りの職員にお尋ねください。

個人情報保護規定

2018 年 7 月 1 日改定

私たちは、患者さまとの信頼関係を基礎に安心できる医療を「共同の営み」として提供できる病院をめざしています。
患者さまが自ら医療に参加し、安心して医療を受けることができる前提として、個人のプライバシーの尊重が重要です。

当院は、日本国憲法第 13 条で規定された「すべての国民は個人として尊重され」「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」についての条文を深く自覚し、患者さまの個人情報は一人ひとりがコントロールする権利を持っていることを認識して、良い医療を提供するため、以下の保護規定を宣言いたします。

1) 患者さま個人が自らの権利と責任において、最適な診療を得られるよう本人の意思を尊重します。
2) 個人情報の「収集」「利用」「提供」において、収集目的・使用範囲の限定を明示し、公正な規定に従い適切な運用を行ないます。
3) 病院の保有する個人情報への不正なアクセスや、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩の予防措置を講じ、個人情報の適切な管理に努めます。
4) 個人情報に関する法令、内部規定の遵守に努めます。
5) 病院では、個人情報保護に関する体制（管理責任者・苦情処理担当を含む）を確立し、規定の作成や職員研修を実施します。これら体制や規定などを随時見直し、継続的な改善を図ります。
6) 個人情報保護措置について定期的な内部監査を実施します。

個人情報利用目的

1. 当院における患者さまの個人情報の院内での利用

①患者様に提供する医療サービス、②医療保険事務、会計・経理、③入退院等の病棟管理および当該患者様への医療サービスの向上、④医療事故等の報告、⑤院内医療実習への協力、⑥医療の質の向上を目的とした院内症例研究および研究及び市販後臨床試験等、⑦その他、患者様に係る管理運営業務

2. 院外への情報提供としての利用

①他の医療機関、介護サービス事業者等との連携を目的とした個人情報の提供、共用、閲覧、②患者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合、③患者様の診療等のための地域医療連携システムにおける利用、④救急隊による救急搬入に関する、救急隊（消防署）からの照会への回答、⑤検査業務の委託、保険事務の委託、その他の業務委託、⑥ご家族等への病状説明
⑦審査支払機関へのレセプトの提出、⑧審査支払機関又は保険者への照会、⑨審査支払機関又は保険者からの照会への回答
⑩事業者等からの委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知、⑪医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談又は届出等、⑫がん診療連携指定病院の業務としての院内がん登録、予後情報のデータ提出及び利用
⑬全国がん登録のデータ提出、⑭医療の質の向上を目的とした院外症例研究および研究等の利用、⑮その他、患者様への医療保険事務に関する利用

上記のうち、他の医療機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨相談窓口までお申し出ください。

患者さまの個人情報開示・訂正・利用停止等につきましては関係法令の規定にしたがってすすめます。

個人情報に関するお問い合わせについては、**1 階「文書窓口」に相談窓口**を設置しています。

診療情報開示のお知らせ

当院では、安全・安心・納得の医療をすすめるために以下の取組みを行なっております。

診療情報記録（カルテ）を含め患者さまご自身の情報を開示しております。

- 患者さまが治療を受ける際に､必要ならばいつでも他の医療機関の医師の意見（セカンドオピニオン）を求めることができます。
- 必要な資料（診療記録・レントゲンなど）の複写も承ります。（実費ご負担となります）
- ご希望の方は、職員までお申し出下さい。所定の手続きをご案内いたします。

- 受付は、1 階「文書窓口」に相談窓口を設置しています。

勤医協中央病院

北海道勤医協綱領

一，われわれの病院、診療所は、戦前の無産者診療所の伝統と経験をうけついだ、働くひとびとの医療機関である。

一，われわれは、患者の立場にたって、親切でよい診療をおこない、力をあわせて働くひとびとの生命と健康を守る。

一，われわれは、つねに学問の自由を尊重し、あたらしい医学の成果に学び、国際交流をはかり、たゆみなく医療内容の充実と向上に努める。

一，われわれは、社員職員が一体となって地域、職域のひとびととともに、生活と健康を守る運動をすすめる。

一，われわれは、国と資本家の全額負担による総合的な社会保障制度の確立と医療制度の民主化のためにたたかう。

一，われわれは、人類の生命と健康を破壊する戦争政策に反対する。

この目標を実現するために、われわれは、たがいに団結をかため、医療戦線を統一し、独立、民主、平和、中立、生活向上をめざすすべての民主勢力と手を結んで活動する。

1949 年 1 月 9 日

勤医協中央病院倫理規定

倫理規定

勤医協中央病院の職員は、医療を患者さまとの共同の営みであると考え、患者さまの立場に立ったより良い医療を提供するために、本規定に基づいて行動します。

職業倫理

1）患者さまの命を守る責任の重さを自覚し、教養を深め、人格を高めるよう努めます。

2）患者さまの人権を守り、人格を尊重した、良質な医療が提供できるよう、知識と技術の向上に努めます。

3）職務上の守秘義務を守ります。

4）医療の公共性を重んじ、法規範の遵守に努め、医療を通じて地域社会の発展に尽くします。

5）医療者として相互に尊敬し、チーム医療を推進するとともに、多くの医療関係者との連携を大切にします。

臨床における倫理の指針

1）　患者さまの人格を尊重し、人権を守ります。

2）　患者さまの知る権利を保障し、意思を充分に確認したうえで自己決定権を尊重します。

3）　医療内容や必要な事項について分かりやすい言葉で丁寧に説明します。

4）　患者さまにとっての最善の利益を尊重し、より良質で安全な医療を提供します。

5）患者さまのプライバシーを尊重し、守秘義務と個人情報の保護を徹底します。

2008 年 7 月 1 日

勤医協中央病院

患者さまと医療者のパートナーシップ

当院では、「患者さんとの信頼関係を大切にしながら、より良質で安全な、そして安心できる医療を『共同の営み』として提供できる病院をめざします」という基本方針を掲げています。『共同の営み』という言葉で、患者さんと医療者のパートナーシップのあり方を表現していますが、これには患者さんへの適切な情報提供、患者参加型の相互理解にもとづいた療養方針決定、患者さんの自己決定への支援を含み、今後一層『共同の営み』を強化・拡大していきます。

1） 注射製剤等の薬剤投与の際には、安心・安全・納得の医療を提供するために、患者さんご自身にお名前の復唱、投薬内容の確認をお願いしていますので、ご協力ください。

2） 高血圧や糖尿病、高脂血症など、生活習慣病療養の際に、ご家庭での生活の様子やご自宅で測定した検査値をお知らせいただくことがあります。

3） 患者さんを対象にした個別の療養指導を行っていますので、指導を希望される方は積極的に医師・看護師にご相談ください。また、定期的に疾患別療養指導教室も行っていますので、ご参加ください。

4） 入院患者さんには、栄養評価にもとづく治療食を提供させていただきますが、可能な範囲での選択メニューも用意しています。

5） 入院中の治療・看護方針や検査計画がわかるように、「患者参加型看護計画」「患者さん・ご家族とのカンファレンス」、「入院治療計画書」、「リハビリテーション総合実施計画書」、「退院療養計画書」、「退院支援計画書」などの内容をご一緒に確認していただきます。

6） 退院後の療養方針を決定する際に、家庭訪問の実施やご家族にも参加いただくカンファレンスを開催し、よりよい方針を決定できるようにサポートしています。また、医療福祉課では、在宅や施設での療養に関わる情報提供や相談業務を随時受け付けています。

7） 患者さんが医学・医療情報を収集するお手伝いをするために、「患者さん用図書館こらぼ（1 階売店横）」を設置しています。

8） 診療情報記録（カルテ開示）を求められた場合、療養の過程を解説してご理解いただけるように説明させていただきます。遠慮なくカルテ開示を申請してください。

9） 当院はいのちと健康を守る医療機関として、敷地内全面禁煙です。入院時には、「禁煙同意書」にご署名いただき、療養を快適かつ健康に留意しながら送っていただくようにお願いします。

10） 診療・療養に関するご相談などについては、患者相談窓口担当者がお話をうかがいますので、外来患者さんは総合案内に、入院患者さんは入院時にお渡しした「患者相談窓口申込書」を担当看護師にお渡しください。また「投書箱」を設置しています。お気づきの点などあれば、ご意見をお寄せください。（できれば匿名ではなく具体的な内容をお書きいただけると、より適切な対応ができますので、ありがたいです。）

11） 入院患者さんには、個人情報を保護するための基本方針に基づき、個人情報取り扱いに関するご意向（病室入口の名札掲示や面会希望者・電話の取次ぎの拒否について）をお聞きし、外部からの問い合わせ等に対応しています。

2023 年 11 月 13 日

勤医協中央病院

勤医協中央病院「医療・福祉宣言」（理念）

私たち勤医協中央病院は、地域の人々に支えられ、この地域になくてはならない病院として発展していくことをめざし、ここに「勤医協中央病院医療福祉宣言」を発表し、「勤医協綱領」にもとづき、その実現に努めます。

1. 安全安心で納得のいく医療・福祉をすすめます。
2. 地域・友の会とともに健康で住みやすいまちづくりをめざします。
3. 互いに学び、成長する職場・病院づくりに努力します。

＜基本方針＞

1. 札幌市北東部の地域中核病院として、急性期医療とがん診療、そして専門的医療を柱に、患者さんの要求に応える医療・福祉の連携を推進する医療機関として発展していきます。
2. 北海道の地域崩壊・医療崩壊を防止する運動・支援する運動の一翼を担う病院として行動していきます。
3. 災害時・緊急時には病院を上げて地域と住民を守る医療機関となれるように整備を進めていきます。
4. 患者さんとの信頼関係を大切にし良質で安全な医療を、「共同の営み」として提供するより高い技術も兼ね備えた病院をめざします。
5. 臨床研修病院として、民主的な集団医療の実践を通じて、人間の尊厳および権利を尊重できる医療人を育成します。
6. 地域住民や地域の医療・福祉施設とも協力し、子供から高齢者まで安心して住みつづけられるまちづくり、憲法と平和が守られる国づくり、医療・介護改善の運動をすすめます。

民医連・勤医協綱領に基づき、無差別平等の医療実践をめざします。

2013 年 5 月 1 日

患者さまの権利に関する宣言

患者の人権を尊重し、患者と協働（共同）で無差別・平等で最善の医療を創造するという立場から、私たちは患者の権利に関する以下の項目を大切にし、その実現に努めます。

1. 自己決定権

患者には、医療の内容を十分に理解し納得の上、自分の意思で適切な治療を選択し、受ける権利があります。また、他の医療機関の意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。

2. 知る権利

患者には、病気の診断、検査・治療の効果と危険性、他の治療法について、分かりやすい言葉で十分な説明を受ける権利があります。

３．プライバシーに関する権利

患者には、診療の過程で得られた個人の情報やプライバシーを守られる権利があります。

４．適切な医療を等しく受けられる権利

患者には、差別なく公平で、最良な医療を受ける権利があります。

５．情報公開を求める権利

患者には、自分が受けている治療について、カルテ開示などの情報提供を受ける権利があります。

6.　終末期医療に関する権利

患者には、意識がない、あるいは判断能力を欠く場合であっても他の患者と同等の権利が保証されるよう、代諾者に決定を委ねる権利を持っています。終末期にあっても可能な支援を最大限受ける権利があります。

7. 健康教育を受ける権利

患者には、疾病の予防および早期発見についての手法や保健サービスの利用等を含めた、健康教育を受ける権利があります。

8.　社会保障の改善を求める権利

患者には、社会保障の改善を国や自治体に対して要求する権利があります。

2023 年 11 月 13 日

勤医協中央病院

勤医協(きんいきょう)中央(ちゅうおう)病院(びょういん)

こども患者(かんじゃ)の権利(けんり)

こども患者(かんじゃ)の権利(けんり)は，この病院(びょういん)であなたが病気(びょうき)を治(なお)していくにあたり，あなたの持(も)つ権利をわかりやすく示(しめ)したものです。

１．人(ひと)として大切(たいせつ)にされ、自分(じぶん)らしさも大切(たいせつ)にされます。

２．最も(もっとも)よい、医療(いりょう)を安心(あんしん)・安全(あんぜん)に受ける(うける)ことができます。

３．できる限り(かぎり)よりよい環境(かんきょう)で、家族(かぞく)や大切(たいせつ)な人(ひと)といっしょに過ごす(すごす)ことができたり、遊(あそ)んだり、教育(きょういく)を受(う)けることができます。

４．わからないなこと、心配(しんぱい)なことを、嫌(いや)なことを病院(びょういん)の人(ひと)や家族(かぞく)につたえることができます。また、希望(きぼう)通り(どおり)にいかなかった時(とき)は、説明(せつめい)を受けることができます。

５．差別(さべつ)されず、こころや体(からだ)の痛み(いたみ)や苦しみ(くるしみ)を伝えて(つたえて)、和らげる(やわらげる)支援(しえん)を受ける(うける)ことができます。

6. 自分(じぶん)のことを勝手(かって)にだれかに言われる(いわれる)ことはありません。

7. 訓練(くんれん)を受(う)けた専門的なスタッフ(すたっふ)から治療(ちりょう)とケア(けあ)を受(う)けることができます。

8. 今(いま)だけではなく将来(しょうらい)も続けて(つづけて)医療(いりょう)やケア(けあ)を受(う)けることができます。

９．ご家族(かぞく)または、それに代わる(かわる)方(かた)と一緒(いっしょ)に、カルテ(かるて)（診療録(しんりょうろく)）をあきらかにしてもらう事(こと)（開示(かいじ)）や別(べつ)な病院(びょういん)への相談(そうだん)（セカンドオピニオン）を求(もと)めることができます。

2023 年 11 月 8 日

勤医協中央病院

患者さまへのお願い

研修医の臨床研修について

当院は臨床研修病院として厚生労働省に指定された研修施設です。
研修医が診察や検査にあたることがありますが、必ず上級医・臨床研修指導医の指導のもとに行われますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。
なお、ご要望などありましたら、職員までお申しつけください。

入院患者さまの外出について

入院中の患者さまの外出においては、短時間であっても医師の許可が必要となります。
お手数をお掛けしますが病棟詰所において「外出許可証」の手続きをお願い致します。また、午後 9 時以降～翌朝 7 時の時間帯は「外出許可証」を守衛にお渡しください。

院内持込み制限について

病院内の衛生管理、療養環境管理のため、お花やドライフラワーなどの植物の持ち込み、ペットの持ち込み、たばこ、アルコール類の持込みはご遠慮くださいますようお願いいたします。

金品の授受について

当院では、無差別平等の医療を目指しており原則、金品の受取りはお断りさせていただいております。
患者さま、ご家族の皆さまにおかれましてはご理解とご協力をお願いいたします。

敷地内禁煙について

2012 年 4 月より健康保険の規定により「敷地内禁煙」が定められました。院内及び、当院敷地内（駐車場を含む）での喫煙は全面禁止となっていますのでご理解・ご協力をお願いいたします。



健康増進法第 25 条の定めにより、
受動喫煙防止のため、敷地内での喫煙を禁止します

勤医協中央病院

無料・低額診療のご案内

北海道勤医協では、医療が必要にもかかわらず、生活の困窮を理由に医療費や介護老人保健施設の支払いが困難な方に対し、医療費の減額または免除を行なう制度「無料低額診療」を実施しています。
勤医協中央病院では、社会福祉法第 2 条第 3 項にもとづく指定を受け、第二種社会福祉事業としても実施しています。

受付・会計窓口、診療に当たる医師や看護師、患者相談窓口など、ご遠慮なく申し出てください。

対応窓口：医療福祉課　011-782-4660（直通）

＜実施措置＞

- 無料診療、無料介護（介護老人保健施設に限る）
- 医療保険または介護保険（介護老人保険施設に限る）の一部負担金の全額免除
- 医療保険または介護保険（介護老人保健施設に限る）の一部負担金の一部免除

＜利用の概要＞

制度の適用の有無に関わらず、まず必要な治療や介護を開始します。
適用になるかどうか、ご心配になると思いますが、まず治療や介護を受けて健康と生活の回復スタートを切ることが大切ですので、安心して受診・相談してください。（大まかな収入の目安は下記を参考にしてください）

●北海道勤医協の無料低額診療適応基準（月収入のめやす）　（ 2014 年 4 月 1 日現在 ）

高齢単身世帯（75 歳）	13 万円から 15 万円より少ない
高齢夫婦世帯（74 歳・69 歳）	19 万円から 22 万円より少ない
4 人世帯（38 歳・35 歳・11 歳・9 歳）	30 万円から 34 万円より少ない
母子 3 人世帯（33 歳・9 歳・4 歳）	26 万円から 30 万円より少ない

※ 収入により全額免除、一部免除となる場合があります。
※ 上記は、あくまでもめやすとなります。治療を我慢せず、ご相談ください。

無料低額診療の利用には、所定の申請書により、病院長への申請が必要です。ただし、患者・利用者さんから申し出があれば、職員は申請への手続きをお手伝いします。

無料低額診療の適用については、医療福祉課の相談担当者との面接を行ないます。お話の内容により、無料低額診療の利用が必要とされた場合に適用となります。適用とならない場合でも、費用の支払いのほか、当面の生活費などについて、一緒に打開の道をさがすように相談に応じます。

他の公的な制度の適用が可能な場合は、その手続きをお奨めすることもあります。無料低額診療は、生活が改善するまでの一定期間の措置です。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて、一緒に生活を立て直していきましょう。

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

公的指定・認定医療機関

国民健康保険法・健康保険法指定保険医療機関　　労災保険指定医療機関

じん肺・石綿・クロム・コールタール肺健診受託医療機関

生活保護法指定医療機関　　結核予防法一般医療指定医療機関

原子爆弾被爆者医療一般指定医療機関　　原子爆弾被爆者健康診断実施受託契約医療機関

特定疾患治療研究受託医療機関　　小児特定疾患治療研究受託医療機関

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）

厚生労働省臨床研修指定病院　　卒後臨床研修評価機構認定施設

厚生労働省医薬品副作用モニター病院　　ＤＰＣ対象病院

丘珠空港事故発生時医療救護指定病院　　災害時リウマチ患者支援事業協力医療機関

北海道がん診療連携指定病院　　札幌市健診委託医療機関

全国健康保険協会政府管掌健康保険生活習慣病健診委託医療機関

北海道救急告示病院　　札幌市けが災害輪番指定病院

札幌市災害時基幹指定病院　　日本医療機能評価機構認定医療機関

JANIS（厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業）

地域医療支援病院

学会等指定・認定医療機関

日本内科学会認定医制度における教育病院
日本外科学会専門医制度修練施設（指定病院）
日本消化器学会専門医認定施設
日本肝臓学会認定施設
日本消化器学会外科専門医修練施設
日本大腸肛門病学会認定施設
日本循環器学会認定循環器専門医研修施設
日本不整脈学会・日本心電図学会認定不整脈専門医研修施設
日本呼吸器内視鏡学会専門医認定施設
日本胸部外科学会認定医制度関連施設
日本腎臓学会研修施設
マンモグラフィ検診施設画像認定施設
日本麻酔科学会麻酔科認定病院
日本泌尿器科学会専門医教育施設（基幹施設）
日本臨床細胞学会施設
日本がん治療認定医医療機構認定研修施設
日本救急医学会救急科専門医指定施設
日本集中治療医学会専門医研修施設

日本栄養療法推進協議会認定 NST 稼働施設
日本肝胆膵外科学会高度技能専門医修練施設 B
日本プライマリ連合勤医協札幌・中病家庭医療後期研修プログラム認定施設
日本消化器内視鏡学会指導施設
日本消化器がん検診学会認定指導施設
日本気管食道科学会認定気管食道科専門医研修施設
日本心血管インターベンション治療学会研修施設
呼吸器外科専門合同委員会認定修練施設（基幹）
日本内分泌学会認定教育施設
日本透析医学会教育関連施設
日本整形外科学会研修施設
日本ペインクリニック学会指定研修施設
日本医学放射線学会放射線科専門医修練協力医療機関
日本臨床細胞学会教育研修施設
日本静脈経腸栄養学会 NST 稼働施設
日本静脈経腸栄養学会 NST 専門療法士実地修練認定教育施設

日本感染症学会連携研究施設
日本食道学会全国登録認定施設
日本リウマチ学会教育施設
日本呼吸器学会認定施設
日本乳癌学会認定施設
日本糖尿病学会認定教育施設
日本核医学会専門医教育病院
日本手外科学会認定研修施設
日本病理学会研修認定施設 A
日本緩和医療学会認定研修施設

勤医協中央病院

栄養サポートチーム（ＮＳＴ）のお知らせ



緩和ケアサポートチームのお知らせ

勤医協中央病院緩和ケアチームのご案内

緩和ケアチームは、痛みなどの辛いお身体の症状を和らげたり、不安や気持ちの落ち込みなど、こころのケアも行い患者さまと、ご家族が安心して生活できるように医師をはじめ病棟スタッフなど多職種で構成する専門ケアチームです。

緩和ケアチームには、緩和ケア医師、精神科医、緩和ケア認定看護師、薬剤師
リハビリ技師、管理栄養士などが参加しています

● **緩和ケアチームへの相談事例～**

身体　～　「痛みがあってつらい」「息苦しい」「吐き気がある」「だるい」「眠れない」
こころ　～　不安、気持ちの落ち込み、苛立ち、落ち着かない
在宅医療について　～　「自宅で過ごしたいけど、どうすればいいんだろう・・」
緩和医療について　～　緩和ケア外来やホスピスケア病棟に関するご質問など



● **緩和ケアチームへの相談は～**

主治医や病棟・外来のスタッフまで遠慮なくご相談ください。

● **費用は～**

現在のところチームによる介入は「無料」となります。

勤医協中央病院

院内トリアージ実施体制加算の算定について

当院は、2012 年 4 月の診療報酬改定に伴い、夜間・休日または深夜において、救急車等で緊急に搬送された方以外の初診料を算定する患者さまに対して、院内トリアージ（来院後速やかに医師または看護師により受診の可否及び緊急性について判断をして受診いただく）を行なっており、診療にかかる料金に以下の点数を含めた算定とさせていただいております。

院内トリアージ実施体制加算	50 点

（例）3 割負担の方⇒　50 点×3 割　＝　150 円

コンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用について

当院におけるコンタクトレンズ検査料を含む診療に係る費用等は下記のとおりとなっております。

	点　数
初診料	291 点
外来診療料（再診）	76 点
コンタクトレンズ検査料 1	200 点

コンタクトレンズ診療を行なっている医師名

医　師　名	眼科診療経験年数
土屋　芳治	31 年
永井　春彦	35 年
田内　慎吾	20 年

※当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において、過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料を算定いたします。
※上記の件につきましてご不明な点などありましたら事務窓口にお問合せください。

こんにちは！栄養科です！！

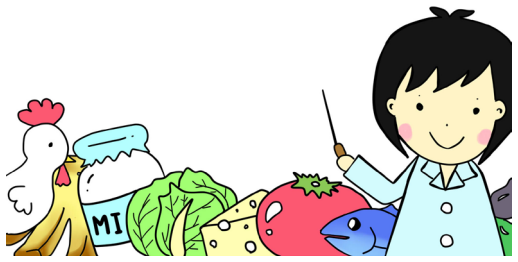
当院では入院時食事療養費（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

病院の食事は治療の一環として、医師の指示に基づき様々な病態に応じて作られています。糖尿病食、塩分制限食、胃潰瘍食、膵臓病食、脂肪制限食、肝臓病食、術後食、蛋白コントロール食、低残渣食、きざみ・とろみ・ミキサー食などの食事を提供しております。

献立はカロリーや塩分、ビタミン、カルシウム、鉄などを含めた栄養のバランスを考えて作られています。
例えば一般食の野菜は 1 日 350 グラム以上とし、塩分は制限食以外でも塩分量を調整しています。

一般食の献立を掲示しております。（献立は病態によって異なります）

ご不明な点やお気づきの点は管理栄養士に遠慮なくご相談ください。



勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 20 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは､看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 16 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 16 人以内です。

また、8 時から 18 時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員が 2 人以上勤務しています。

2 東病棟（心臓血管センター）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 3 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

２東病棟（ハイケアユニット）　看護師長

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 22 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

また、8 時から 18 時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員が 2 人以上勤務しています。

3 東病棟（運動器リウマチセンター）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 10 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 8 人以内です。

【　夜勤帯　】

16 時 45 分から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

また、常時、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員が勤務しています。

3 西病棟（回復期リハビリ病棟）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 22 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは､看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

また、8 時から 18 時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員が 2 人以上勤務しています。

4 東病棟（消化器センター）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 22 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは､看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

また、8 時から 18 時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員が 2 人以上勤務しています。

4 西病棟（消化器センター・乳腺センター）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 22 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは､看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

また、8 時から 18 時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさていただく看護要員が 2 人以上勤務しています。

5 東病棟（血液病センター）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 22 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

また、8 時から 18 時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員が 2 人以上勤務しています。

5 西病棟（糖尿病代謝内分泌・腎臓病センター）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 22 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 17 人以内です。

また、8 時から 18 時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員が 2 人以上勤務しています。

6 西病棟（呼吸器センター）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 11 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 5 人以内です。

【　夜勤帯　】

16 時 45 分から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 8 人以内です。

6 東病棟（産婦人科/がん包括ケア）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 9 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 7 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 7 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 7 人以内です。

また、8 時から 18 時までの時間帯は、身支度や食事などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員が 2 人以上勤務しています。

ＨＣＵ　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 3 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 4 人以内です。

ＨＣＵ（ハイケアユニット）　看護師長

勤医協中央病院

厚生労働大臣の定める掲示事項

（2026 年 11 月現在）

＜入院基本料に関する事項＞

当病棟では 1 日 9 人以上の看護職員が勤務しております。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

【　日勤帯　】

8 時 45 分から 16 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 2 人以内です。

【　準夜帯　】

16 時 45 分から 0 時までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 2 人以内です。

【　深夜帯　】

0 時から 8 時 45 分までは、看護職員 1 人あたりの受け持つ患者数は 2 人以内です。

ＩＣＵ　　看護師長